６．事業内容	**（ア）「主体的な食料確保の取り組みを実現する農業農村開発活動」** （ア‐①）稲作技術改善 育ちすぎた苗を株辺り多数の苗を植える方法に対し、より若い健苗を適切な株辺り苗数植えるSRI（System of Rice Intensification)、種の選別、堆肥作りなど、各々の水田環境に合わせて取捨選択して導入できる総合的稲作改善技術の研修を実施する。第3年次は3村以上で研修を実施し、丁寧なフォローアップを行い、技術定着を図る。また、村人に分かりやすい視覚的な、稲作技術改善を紹介する小冊子（リーフレット）を完成させる。 （ア‐②）ラタン（籐）植栽 ラタンは、用途、栽培労働力などの観点から、貧困層が導入しやすい作物の一つである。種の発芽率の不安から第1年次には予定の4村ではなく2村での実施に留めたため（詳細第1年次完了報告書)、第3年次にも研修を実施することとなった。第3年次は2村以上でラタンの発芽・植栽研修を実施する。また、第1年次からの参加者の中からモデル的農家の育成も目指す。 （ア‐③）米銀行設置 村内で、村人が低利で米を借りることができる米銀行の設置支援と運営指導を、第3年次は新たに1村で実施する。同時に第1、2年次に設置した計5村での米銀行のモニタリングも引き続き行う。また、経験の集大成としての小冊子、米銀行運営マニュアルを作成する。 （ア‐④）家畜銀行設置 牛を持たない家族に母牛を貸し出し、出産後、子牛を返却してもらう牛銀行は、第3年次は最終年度として、第1、第2年次に設置した3村の牛銀行委員への運営指導・モニタリングに注力する。牛の健康状態及び、次の借り手へのローテーションが円滑に行われるよう特に注視していく。 （ア‐⑤）深井戸・浅井戸掘削 家族数に対して井戸の数が不足している村に、井戸を掘削を行ってきた。第3年次は、第1、2年次に掘削した既存の深井戸のメンテナンス、修理ボランティアの育成及び修理が迅速に行われる井戸運営の規則づくりに取り組み、事業終了後の持続性確保のための運営指導に注力する。 **（イ）「村人の食料確保の中心ともなり、下支えもする自然資源を守る森林保全活動」** （イ‐①）参加型土地利用計画（PLUP: Participatory Land Use Planning) PLUPでは、村人が土地利用計画を作成し、保護林、保全林、利用林、精霊林などの区分を行政に登録する。担当スタッフの退職等から進捗が遅れており（詳細第1年次完了報告書及び下記7―②、第3年次に3村で着手・完了させ当初予定の3年7村を完了させる予定である。 （イ‐②）意識啓発ドラマワークショップ／法律研修 土地収用の問題が発生した際に、村人が適切な対処ができるようドラマや法律研修を通じて、土地問題や自然資源管理の大切さに関して村人の意識啓発を促す。第3年次は、第2年次に作成したDVDも活用してドラマを5村で上映する。また、法律研修については第2年次事業期間中に10村程度で実施する法律研修の理解度調査を行う予定である。 （イ‐③）自然資源管理 2年次終了時には、魚保護地区および共有林を設置した村数が累計9村となる予定で、指標として挙げていた8村という村数を上回って設置できていることもあり、第3年次は、主に第1、2年次に設置した共有林や魚保護地区の持続的な管理の強化に注力する。

７．これまでの成果、課題・問題点、対応策など	①これまでの事業における成果（実施した事業内容とその具体的成果） （ア）**「主体的な食料確保の取り組みを実現する農業農村開発活動」** １． 村人から村人への学びを軸に、村人発信の技術を中心により広範に農業技術が普及する。 ・2 年次は 5 村 40 名が種の選別、有機肥料作成、トレイを用いた育苗の研修に参加し、稲作技術改善活動を実践した。3 村 32 名が SRI（苗齢 15 日以内の苗を株辺り 3 本以内で移植）の方法で田植えを行った。実施状況を聞き取り中で実践者数未確定。(現時点で稲作改善技術実践者は第 1、2 年次計 5 村 56 名) ・指導している稲作技術改善活動を実践し、理解し他の農家に説明できるモデル農家がアサポン郡に１名、ピン郡に０名いる。今年度２回目の実践者を中心に、理解が特に深い農家が数名おり、収穫後にモデル農家認定を行う予定である。 ・2 年次は 3 村でラタン研修を実施し、計 33 名がラタンを栽培した。(第 1、2 年次計 6 村) ・現在発芽中で発芽率は今後集計を行うが、発芽状況は良好で良質の苗が育っている。 ２． 米銀行が設置され、米不足問題が緩和される。 ・2 年次にアサポン郡 2 村、ピン郡 1 村の計 3 村の各 45、40、160 世帯、計 245 世帯を委員とした米銀行（6 トン,6 トン,15 トン）が新規設置され、運営されている。(第 1、2 年次計 5 村) ・既存の米銀行で運営についてフォローアップを行い、それらの経験や留意点をまとめたマニュアルの作成に着手している。 ３． 家畜銀行が設置され、村人の不足のリスクが緩和される。 ・2 年次にアサポン郡 1 村で牛銀行を新規設置し、10 頭の牝牛を供与。5 世帯 2 頭ずつに貸与され運営されている。(第 1、2 年次計 3 村 14 世帯) ・牛銀行委員会メンバーと牛を借り受けた村人を対象に、牛の飼育研修、ワクチン研修など飼育管理研修を実施し、全員が適切な飼育管理を理解している。 ４． 持続的に衛生的な飲料水を確保する体制がある。 ・第 2 年次にアサポン郡 1 村で浅井戸 1 基を設置した。 ・第 2 年次に約 25 世帯で共用できる深井戸（大）7 基を 5 村（ピン郡 2 村、アサポン郡 3 村）で、約 15 世帯で共用できる深井戸（小）8 基を 5 村（ピン郡 1 村、アサポン郡 4 村）で掘削した。(295 家族が使用、第 1、2 年次計 28 基) ・第 2 年次に 1 年次に掘削された井戸を含め 15 村 99 名に対して修理研修を実施し、2 年次では 10 基に対する井戸修理ボランティアが育成されたが、5 基分については雨季開けに行う。 （イ）**「村人の食料確保の中心ともなり、下支えもする自然資源を守る森林保全活動」** ５． 村人の土地森林に関する権利が、PLUP の実施を通じて強化される。 ・ピン郡 2 村（世帯数は約 240 世帯と 40 世帯）で PLUP が完了した。 ・アサポン郡 2 村で PLUP 設置に着手し、全作業の 50%が完了している。(1 年次から着手してきた 2 村で PLUP が完了、現在 2 村で新たに実施) ６． 村人が、彼らの土地、森林、自然資源を守るのに役に立つ知識を増す。 ・第 2 年次に土地問題をとくに抱える、または問題が起こる可能性のある村を対

	象に法律研修を行い、17 村でカレンダーを配布した。また、ラオス国立大学法学部の学生を受け入れ、協働での法律研修を 5 村で行った。(第 1、2 年次延べ 32 回、18 村) ・対象郡の少数民族学校の生徒たちが参加した意識啓発ドラマの DVD 化を行い、ラオス語版、ブルー語版の映像 DVD が完成し、3 村で上映を行った。(第 1、2 年次延べ 17 回、16 村) (法律研修、意識啓発ドラマ合わせ　第 1、2 年次延べ 49 回、23 村) コミュニティー主体の自然資源管理が持続可能な形で実践されている。 ・第 2 年次に自然資源をよく活用している村 5 村において、魚保護地区 (3 村)、共有林 (2 村) などのコミュニティーによる小規模自然資源管理のシステムの設置作業を進めている。(1 年次に 4 村が完了、現在新たに 5 村で着手している) ・1 年次に 4 村で設置された自然資源管理システムは郡行政および村で法的に認識されている。 ・1 年次に設置された 4 村でフォローアップを行い、現在のところ全村で適切に運営管理されている。 ②これまでの事業を通じての課題・問題点 (ア) 稲作技術改善活動 　稲作技術改善活動の「10 村以上で各村 2 名が稲作技術改善を実践する」の指標に対して、1 年次に 4 村、2 年次に 5 村の村人を重点村として普及を行った。予定では、2 年次までに 13 村で研修を行う、とされていたが、ここまで 7 村 (2 村では 2 年連続実施) での実施にとどまっている。これは、雨季にアクセスの困難な村が一部あることも一因だが、主には村を絞り丁寧にフォローアップを行うことによって重点村での高い実践率による合計実践者数増と改善技術の効果を高めることに重きを置いたことに起因する。 (イ) PLUP 活動 　PLUP 活動については、1 年次で報告したとおり、担当者が退職したこと、また着手した 2 村での作業が時間要したことから、活動が遅れているが、2 年次に入りすでに 2 村で着手しており、その後の経過は順調である。他方、3 年間の指標としている「7 村で PLUP 完了」の達成はまだ定かではない。 ③上記②に対する今後の対応策 (ア) 稲作技術改善活動：絞り込みの効果があり、1 村あたりの実践者数は多く、合計も指標にある 10 村×2 名＝20 名以上をはるかに上回る実践者数となっている。村の数は 10 村に届かない可能性があるが、実践者数は指標を上回る見込みである。 (イ) PLUP 活動：第 1 年次最終報告で想定した 5－6 村は達成見込みであり、また今後着手していく村での作業が順調に進めば7村達成も不可能ではない。達成をめざし作業を迅速に進めていくことを心掛けるが、今後も村人との協議に重点をおき丁寧に活動を進めていきたい。

８．期待される成果と成果を測る指標	※今年次実施の結果当初予定の期待される成果を下回る場合はその旨記載。記載のないものは予定通り。 1.　村人から村人への学びを軸に、村人発信の技術を中心により広範に農業技術が普及する。 ・　3 村以上で、各村 2 名が稲作技術改善を実践する。 ※当初予定 10 村以上に対して 8 村以上（3 年間)。詳細 7－②（ア）参照 ・　単独で SRI 研修実施可能なモデル農家が、各郡に 3 名ずついる。 ・　これまでの経験をもとに、村人に実践しやすい稲作技術改善や実践者の感想等をまとめたリーフレットが完成する。 ・　2 村でラタン栽培実践者が出る。 ・　ラタン栽培実践者の 8 割が苗の発芽を成功させ、森林等に移植する／販売に成功する。 2.　米銀行が設置され、米不足問題が緩和される。 ・　1 村で新規に米銀行が設置され、運営されている。 ・　経験の集大成としての、米銀行運営マニュアルが完成する。 3.　家畜銀行が設置され、村人の不測のリスクが緩和される。 ・　設置済みの 3 村で家畜銀行が適切に運営されている。 ・　貸付をうけた家族の 80%が家畜の適切な飼育管理について理解する。 4.　持続的に衛生的な飲料水を確保する体制がある。 ・　JVC が建設を支援した井戸の 80%が、プロジェクト終了時に使用されている。 ・　これまで掘削された全ての井戸 28 基について井戸修理ボランティアが育成される。 ・　単独で井戸修理研修実施可能なモデル修理ボランティアが各郡に 3 名ずついる。 5.　村人の土地森林に関する権利が、PLUP の実施を通じて強化される ・　3 村で PLUP が完了し、境界線と森林区分が確定し、村と郡によって登録される。 ・　PLUP が実施された村の村人が PLUP 実施の目的を理解している。 ・　PLUP の実施に関与した郡の行政官が PLUP における参加型手法について理解している。 6.　村人が、彼らの土地、森林、自然資源を守るのに役に立つ知識を増す。 ・　5 村で DVD を使用して意識啓発ドラマが上映される。 ・　意識啓発ドラマが実施された村において、50%の村のリーダー層と、研修参加の村人の 30%が、ドラマの訴える起こりうる土地問題の危険について理解する。 7.　コミュニティー主体の自然資源管理が持続可能な形で実践されている ・　設置された自然資源管理システムが法的に認識されている。 ・　設置された自然資源管理システムの規則などが広く村人に周知され、適切に運営管理されている。 ＜持続性の構築について＞ 　当該事業は地域住民の主体的取り組みを通した持続性の確保を重視しており、米銀行委員会や井戸修理ボランティア、村人自身の手による意識啓発演劇上演などに見られるように、各活動において村人の参加度合いが高い。また、上記の通りリーフレット、マニュアル、DVD などの成果物も持続性の構築に寄与するよう村人や行政と共有していく。

	本事業は先行者（村）から後発者（村）への失敗経験も含めた学びを重視して展開されているが、本事業終了後も同県内で新規事業実施を予定しており、事業内容に類似性がある場合は、スタディーツアーの訪問先になるなど、本事業の対象村は新規事業の対象村の学びの源となる予定である。事業内容が類似しない場合においても、同県内であることから、特に米銀行、家畜銀行、PLUP、共有林などの行政の認可を得る活動については、行政と協働して一定期間のフォローアップを行う予定である。